日本国特許庁におけるマドリッド国際登録出願オンライン受付 (Madrid e-Filing)のご案内

2022年6月29日 特許庁 審査業務部 出願課 国際意匠商標出願室







特許庁

1

Madrid e-Filingとは

- WIPOが提供する商標の国際出願のためのオンラインサービス
- 2022年6月の日本の参加により、17の国・地域の知財庁が利用 •

The following offices are currently participating:

Madrid e-Filing: Participating IP offices

Overview

	Year	Country
articipating IP offices	2022	Japan
etting up Madrid e-Filing		United Arab Emirates
ore information	2021	Islamic Republic of Iran
		Spain
		Turkey
		Ukraine
	2020	Bulgaria
		Iceland
		Norway
		Republic of Moldova
	2019	Austria
		Canada
		Estonia
		Lithuania
	2018	Georgia
	2015	Australia
	2014	Benelux

主な特徴

- 基礎データのインポートによる出願の作成 ٠
- Madrid e-Filingを利用した正確な出願 ٠
- e-FilingからのWIPOへの手数料納付 ٠
- 本国官庁と申請人の間の通信 ٠
- WIPOと申請人の間の通信 ٠

WIPO HP

https://www.wipo.int/madrid/en/how_to/efile/

※主な特徴についてはJPOに提出する場合を想定

2

- Madrid e-Filing利用した商標の国際登録出願(以下マドプロ出願)の
 手続方法についてe-Filing操作デモを用いて説明します
 - ✓ 出願の作成、本国官庁JPOへの提出
 - ✓ 本国官庁への応答(JPOからの不備連絡と応答)
 - ✓ WIPO欠陥通報への応答

JPOへ手続する場合の利用方法

• 事前準備

特許庁

- JPO HPよりMadrid e-Filingのログインページにアクセス
- 事前準備:WIPOアカウントの作成

🏠 特許庁	ENHANCED BY Google				Q. 用語解説							
JAPAN PATENT OFFICE	ホーム	お知らせ	制度·手続	支援情報・ 活用事例	資料·統計	特許庁に ついて	こ お問い合わせ Q&A					
はじめての方へ 、 スッキリわかる知的財産権 初めてだったらここを読む 、 特許出願のいろは 、 実用新案出願のいろは 、 寛居出願のいろは 、 寛居出願のいろは 、 武助けサイト〜通知を受け取った方 、 電子出願ソフトのご利用方法(動画 、 初心者のための電子出願ガイド 特許 、 制度概要 、 出願 、 審査 、 登録		 (武匠) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三) (三)		M M đ đ đ đ đ đ đ đ đ đ đ đ đ đ đ đ đ đ	Madrid e-Fiinglä、 世界 adrid e-Fiinglä、 世界 2(行うことができます。) adrid e-Filingを利用す (後すお読みくた) (必ずお読みくた) (必ずお読みくた) 1. WIPOアカウン adrid e-Filingによると (かしてくだされ) (かつてカウント作成はこちら) (日のマカウント作成はこちら) (日のマカウント作成はこちら) (日のマカウント作成はこちら) (日のマカウント) (日のマカウント) (日のマカウント)	Iingによる Runo所有権機関 日本国時刊では Foことにより、 のの通報刊では で Coreの Coreの	5 国際出願手続 8 (WIPO) の提供するWebサービスです。本サービスを利用することに 1/は2022年6月1日よりMadrid e-Filingによる出職の受付を開始します。 オンラインで国際登録出職しWIPOへの手数料納付を行うことがで 応答をMadrid e-Filingにで行うことができます。 Irid e-Filing利用のための事前準備 こはのWIPOアカウントが必要となります。事前にWIPOのWebサイ リンク). FAQもご利用ください。 33番糕 (FAQ) (分割サイトヘリンク).	により、本J	国富庁に簡標の国際登録出題 メニュー WIPO ユーザ ユーザ情報 1903-ザアカント1000 Accou アルファベットで入力してください ローザ名・ 名・ 注・ 込人名	アカウントを作 14. 8年Aに対してRifenaeのです。 ご自	へルプ ⊕日本語 ログ 成 日報人としての情報を入力してください。	91> WIPO
 国際出願 実用新案 制度概要 出願 蓋査 登録 国際出願 				ו א א ת ת	2. Madrid e-Filin adrid e-Filingによると ladrid e-Filingによると 2022年6月1日更新的 ladrid e-Filingの画面 ご確認ください。 M2とMadrid e-Filing	egによる出願の 出願書類の作成なる 出願手続(PDF:4 の変更点について 上で入力する情報の 入力項目の対応表	の作成について よど操作方法については以下マニュアルをご確認ください。 <u>4.391KB</u>) て (PDF:1. <u>637KB</u>) Rの大部分は、国際登録出種の種書 [MM2] の項目と同様です。画 <u> 表 (PDF:408KB</u>)		電送番号 住所 国家たは地域・ 連続時の国語(所知)・			*

Madrid e-Filingへのログイン

以下よりMadrid e-Filingにアクセスし、出願手続を行うことができます

WIPO Madrid e-Filing (外部サイトヘリンク)

【利用上の注意点】

本国官庁への手数料納付ついて Madrid e-Filingを用いて商標の国際登録出題手続をする場合でも本国官庁手数料9,000円は特許庁に納付する必要が あります。Madrid e-Filingを用いる際の本国官庁手数料の納付方法は以下の方法により可能です。

1. 電子出職ソフトで納付番号を取得し、インターネットパンキング等で9000円を納付。納付後に納付番号をMadrid e-Filingから添付ファイルとして届け出る(具体的な方法はマニュアルをご確認ください)

JPOヘ手続する場合の注意点

注意点

- Madrid e-Filingを用いる場合も本国官庁手数料は特許庁に納付する必要がある (e-Filingにより納付できるのはWIPOへ納付する手数料のみ)
- 本国官庁への手数料納付完了後、本国官庁は本国認証を実施
- WIPOへの手数料納付完了後、本国官庁はWIPOに出願を送付可能
- 基礎とする商標出願・商標登録の情報がWIPO Global Brand Databaseに収録されて いる必要がある

デモンストレーションで説明します。

